

大阪市水道事業給水条例施行規程第 21 条第 2 項中
「その他局長が適當と認める事由」
(給水装置の無料修繕範囲) について

(制定 昭和 45 年 7 月 30 日局長決)
(最近改正 平成 26 年 3 月 3 日)

大阪市水道事業給水条例施行規程第 21 条第 2 項中「その他局長が適當と認める事由」とは、次の場合をいう。

- (1) 機能不良による口径 40mm 以下の止水栓の取替修繕
 - ただし、配水管の分岐点からメータまでに設置の止水栓とする。
- (2) 配水管の分岐点からメータまでの漏水調査において必要となる処置
- (3) メータから給水栓側におけるメータパッキン及び逆止弁付メータパッキンの取替修繕
- (4) 当局による作業に伴い必要となる処置

附則

この規程は、昭和 51 年 5 月 20 日から施行し、同日以降に受け付けたものから実施する。

附則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。